資料3

事務局説明資料

2024年9月25日

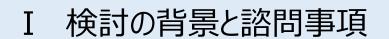


金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

目次

Ι	検討の背景と諮問事項	••••••	2
I	送金・決済・与信サービスを巡る現状及び課題	•••••	5
Ш	ご議論いただきたい事項	••••••	17
IV	参考資料	•••••	21



資金決済制度等への対応

- 送金・決済サービスの分野では、デジタル化等の経済・社会の変化に応じ、2020年以降、資金移動業の柔構造化、暗号資産交換業の規制強化、電子決済手段等取引業の創設といった対応を行ってきた。
- このような対応を行ってきた送金・決済サービス分野や、与信サービス分野において、足下では利用者・利用形態の広がりや、近年登場した立替サービス等の新たな金融サービスが見られる。

暗号資産 ステーブルコイン 前払式支払手段 資金移動業 貸金 (仮想诵貨) 2009年 ビットコインの登場 【2010年施行】 【2010年施行】 前払式支払手段の創設 ・資金移動業の創設 2014年 (注) 大手仮想通貨交換業者の破綻 (注) 【2017年施行】 従前からの前払式証票に ・仮想通貨交換業の創設 加え、サーバ型電子マネー を含め「前払式支払手段」 2018年 として定義。 仮想通貨の流出事案 近年 2019年 立替サービス等、制度上想定 いわゆるグローバル・ステー 【2020年施行】 されていなかった、与信機能を ブルコイン構想 ・「仮想通貨」から、 有する新しいサービスの登場・ 「暗号資産」に変更 定着 利用者資産の原則 【2021年施行】 オフライン管理 資金移動業の3類型化 資金調達を行う場合に 一部の収納代行につき 証券規制を適用 為替取引該当性の明確化 2022年 【2023年施行】 【2023年施行】 国際的に活動していた ·高額電子移転可能型前払 暗号資産交換業者の破綻 電子決済手段等取引業 式支払手段に関する規制の の創設 導入 2024年

暗号資産の流出事案

2024年8月26日 金融審総会資料

■ 送金・決済・与信サービスの利用者・利用形態の広がりや、新たな金融サービスの登場がみられる中、ビジネスの健全な発展に資す る規制のあり方について検討を行う必要

資金決済制度関係 <送金分野>

資金移動業者の破綻時には、供託手続を通じて国が各利用者に対して還付手続を実施することとされており、利用者への資金の還付に最低約170日の期間を要する。

▶ 利用者資金の還付手続きをより迅速に進めていく観点からどのような制度整備が考えられるか

様々な目的で国境を越えた送金を行う**クロスボーダーの収納代行サービス**が登場している。

こうしたサービスと、資金移動業者による送金サービスとの規制の 衡平をどのように考えるか

資金決済制度関係 <暗号資産等分野>

暗号資産交換業者の国際的な破綻事例が発生した。

▶ グローバルに活動する暗号資産交換業者が破綻した場合等に、国内の利用者財産の返還を担保する仕組みが考えられないか

特定信託受益権の発行見合い金について、全額を預貯金で管理する ことが求められている。

▶ 電子決済手段としての価格安定性、流動性、償還確実性を確保しつつ、管理・運用方法を柔軟化することについてどう考えるか

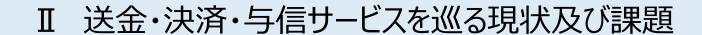
その他

事業者が利用者からの依頼に基づき資金を預かることなく送金した上で、後日利用者に対して立替金を請求するような取引(立替サービス)が登場している。

こうした立替サービスと資金移動業者による送金や貸金業者による与信との関係をどのように考えるか

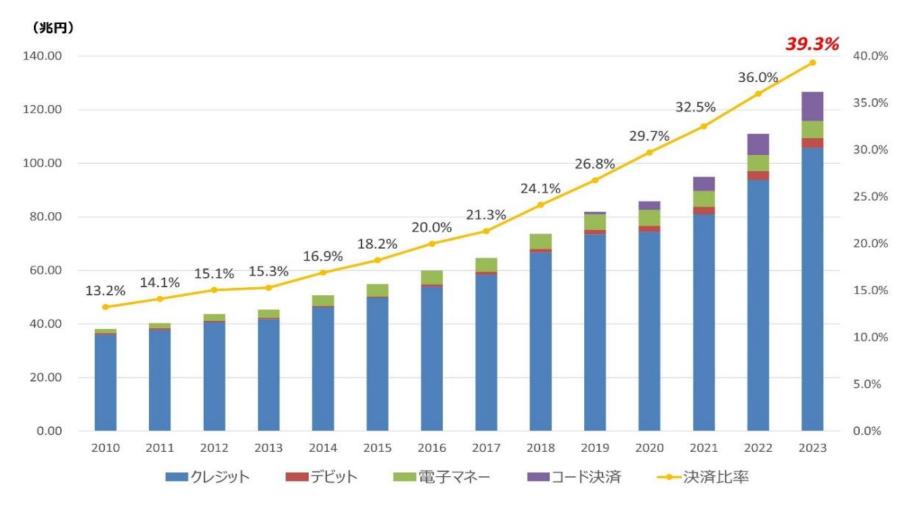
外貨建てのファイナンスニーズ等に応えるため、国内に拠点を有しない外国銀行等が国内銀行が組成するシンジケートローンに参加して貸付を行う場合には貸金業登録が必要となる。

■内への営業所設置など貸金業登録にあたっての規制に係る事業者の負担をどのように考えるか



資金移動業① キャッシュレス決済の浸透状況

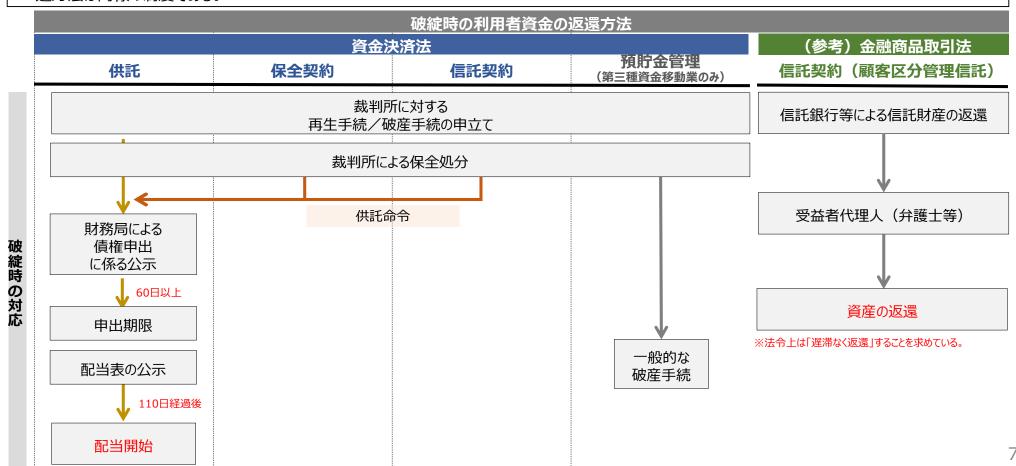
■ 通信・IT事業者の参入やキャッシュレス決済の浸透を受け、一部の決済サービスは、その利用者が数千万人を超えるなど、国民生活のインフラへと成長しつつある。



(出典) 経済産業省「我が国のキャッシュレス決済額及び比率の推移(2023年)」(2024年3月29日) (https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240329006/20240329006.html)

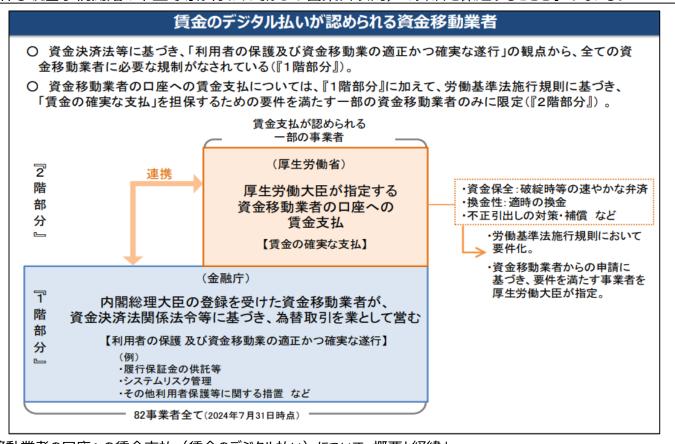
資金移動業② 現行の規制(資産保全)

- 資金決済法においては、資金移動業者に対して、利用者から受け入れた資金の全額を供託、銀行保証又は信託により保全することを求めた上で、破綻時には、保全された資金は、供託手続を通じて国が各利用者に対して還付手続を実施することとし、利用者への資金の還付に最低約170日という期間を要する制度となっている。
- これは、少額の利用が想定される中で、利用者に還付手続の費用を負担させることを回避しつつ、資金移動業者が破綻した場合に利用者保護を図り、社会的・経済的影響を最小限に抑える必要があることや、倒産隔離を図りつつ、事業者が参入しやすいように配慮するという考え方に基づいたものである。
- ※ なお、前払式支払手段について、基準日未使用残高1000万円超の場合、その2分の1の額の保全を求める点は異なるが、保全方法及び破綻時の返還方法は同様の制度である。



(参考) 資金移動業者の口座への賃金支払に関する議論

- 資金移動業者の口座への賃金支払(賃金のデジタル払い)については、賃金支払に関する労使の新たな選択肢として、資金移動業者の口座への支払を認めるため、2020年8月から2022年9月にかけて労働政策審議会労働条件分科会において議論された上で、労働基準法施行規則の改正が行われた(2023年4月1日施行)。
- 資金移動業者が賃金のデジタル払いの受け入れ先となるためには、賃金の確実な支払を担保する観点から、 破産等により資金移動業者の債務の履行が困難となったときに、労働者に対して負担する債務を速やかに労働者に弁済することを保証する仕組みを有していること等の要件を満たす必要がある(厚生労働大臣が指定)。
- ※ 厚生労働省「資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン」において、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立 て等が行われた上で、労働者が当該指定資金移動業者に弁済を請求してから6営業日以内(労働者からの請求を要さずに弁済が行われる場合には 、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て等が行われてから6営業日以内)の弁済を保証することを求めている。



収納代行① 過去の議論

- 金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告(2019 年 12 月)において、下記のような典型的な収納代行については「為替取引に関する規制を適用する必要性は、必ずしも高くない」と整理された。
- ※ 同報告書を受け、2020年の資金決済法改正において、一部の収納代行(いわゆる「割り勘アプリ」等、債権者が個人であるもの)について為替取引に 該当することが法文上明示的に規定された。
- あわせて、「今後、それぞれのサービスの機能や実態に着目した上で、為替取引に関する規制を適用する必要性の有無を判断していくことが適当」と取りまとめられている。

コンビニ 運送業者 収納代行業者 委託 (代理受領権付与) ②代金受渡 ①代金支払 債権者 債務者 (金銭債権)

典型的な収納代行サービスのイメージ

コンビニ、運送業者等の事業者が、債権者から代理受領の委託を受けて、

- ①債務者から商品等の代金を受領し、
- ②債権者に受け渡す。

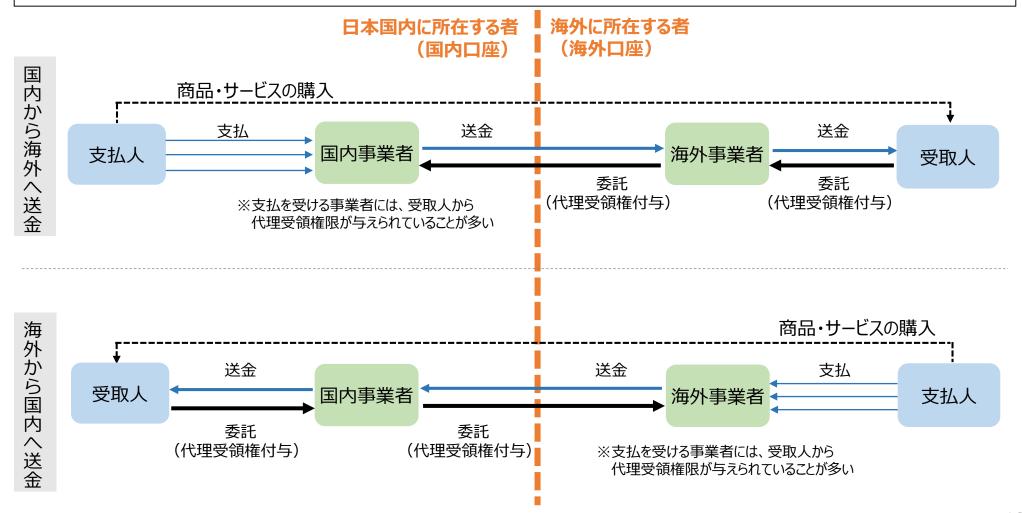
(コンビニでの公共料金支払等で利用され、運送業者が行う代金引換サービスも同様の仕組みとされる。)

金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告(2019 年 12 月)(抄)

- i・収納代行のうち、
 - ①債権者が事業者や国・地方公共団体であり、かつ、
 - ②債務者が収納代行業者に支払いをした時点で債務の弁済が終了し、債務者に二重支払の危険がないことが契約上明らかである場合には、・・・、為替取引に関する規制を適用する必要性は、必ずしも高くないと考えられる。
- ・<u>今後とも、収納代行を巡る動向を注視しつつ、それぞれのサービスの機能や実態に着目した上で、為替取引に関する規制を適</u>用する必要性の有無を判断していくことが適当。

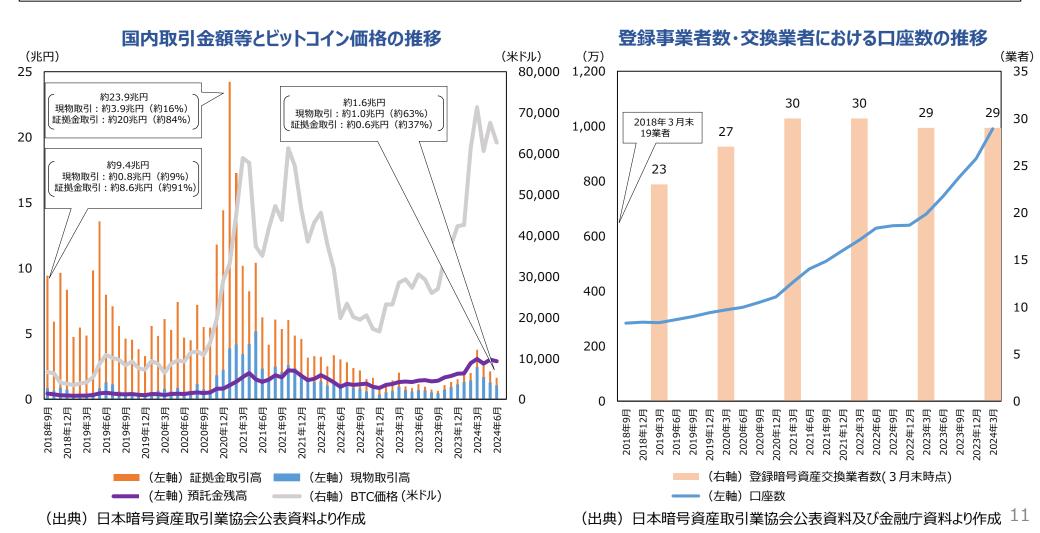
収納代行② 新しいサービス(クロスボーダー収納代行)について

- 様々な目的で国境を越えた送金を行うクロスボーダーの収納代行サービスが登場している。
- それらのサービスでは、国内にて完結するサービスと比較し、例えば、国外の送金システムの利用による支払遅延等のリスクや、法域を跨がることにより、利用者保護が困難となる可能性が考えられる。
- こうしたサービスの中には、資金移動業登録を受けることなく提供されているものもある。



暗号資産① 暗号資産交換業者の状況

- 2024年6月の国内取引金額は約1.6兆円(現物取引:約1.0兆円、証拠金取引:約0.6兆円)
- ビットコイン価格は、2024年3月末時点ではおよそ71,334米ドル(約1,080万円)と過去最高値を更新、2024年6月末の 国内口座数は約1040万口座を突破しており、利用者は拡大し続けている。
- 暗号資産交換業者は、29業者(2024年8月31日時点)である。



- 2022年11月、FTX Japan(暗号資産交換業者・第一種金融商品取引業者)の親会社であるFTX Trading Limitedが破綻したことを受けて、財務局は金融商品取引法に基づきFTX Japan社に対して国内資産保有命令を発出した。その結果、同社の資産の国外流出を防止できた。
- 一方、資金決済法においては、国内資産保有命令は措置されていない。全事業者のうち、半数以上は暗号資産の現物取引のみを行っており、そうした金融商品取引業登録を受けていない事業者が破綻した場合、国内資産保有命令を発出できず、当該業者の破綻時等に暗号資産の国外流出を防止できないおそれがある。



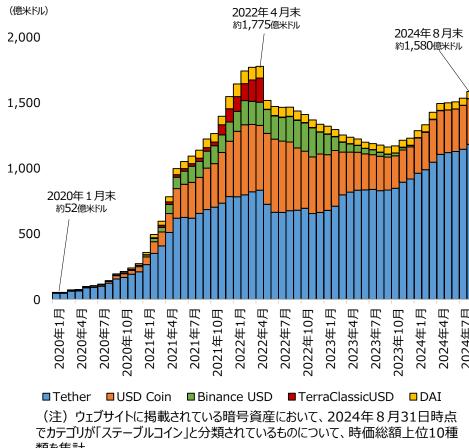
(注)金融商品取引業者に対しては、破綻時など公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認める場合に、金融商品取引法第56条の3に基づき国内資産保有命令を発することができる。

を民事提訴した旨公表。

世界のステーブルコインの現状

ステーブルコインの規模は2020年以降に急速に拡大し、現在、暗号資産を含む市場規模全体の少なくとも約8%以上を占めて いる。

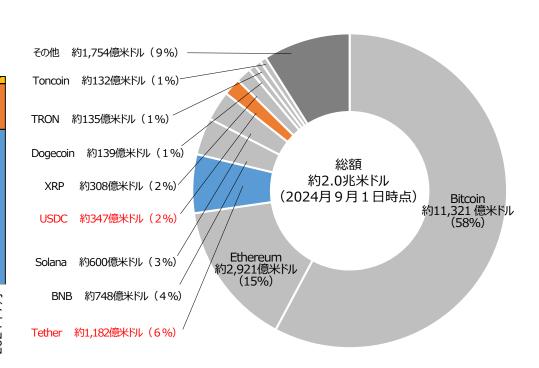
主なステーブルコインの時価総額推移



類を集計。

(出典) CoinMarketCap(2024年8月31日時点)

ステーブルコインが暗号資産等の市場に占める割合



(注1) ウェブサイトに掲載されている暗号資産・ステーブルコインのうち、2024年9月1日時点の時価 総額1~100番までを集計。(11番~100番は「その他」に集約。)

(注2) 赤字は「ステーブルコイン」。なお、「その他」にも「ステーブルコイン」が含まれる。「ステーブルコイン Iの分類はウェブサイトの記載に基づく。

(出典) CoinMarketCap (2024年9月1日時点)

民間ウェブサイト(CoinMarketCap)の情報に基づき作成した参考資料である。記載内容やデータの正確性・完結性を保証するものではない。

特定信託受益権の発行見合い金の保全方法 海外の規制状況

- 特定信託受益権型のステーブルコイン(信託会社等により発行される、電子決済手段の一類型)は、発行見合い金の全額について、同じ通貨建ての要求払いの預貯金での管理が求められている。
- 海外では、ステーブルコインの裏付け資産について、一定の条件を課した上で預金以外の資産での運用を認めている例もある。

	規制(案)
米国(NY州) ¹	ステーブルコインの発行者に対して、満期まで3か月以内の米国債等の安全資産での運用を認めている。
欧州2	電子マネートークンの発行者に対して、発行見合い金の30%以上(大規模な顧客基盤、高い時価総額、多数の取引等の一定の基準を満たすことでEBAにより重要(significant)と判断されたトークンの場合は60%以上)を一定の格付以上の信用機関に対する預貯金で運用するよう求め、残りは高い流動性を持つ金融商品に対して、最小限の市場・信用・集中リスクにおいて運用することを認めている。
英国 3	ステーブルコインの裏付け資産として認められるものは、短期現金預金及び1年以内に満期を迎える国債。 システミックな決済手段として利用されるステーブルコインの場合、裏付け資産として認められるものは、発行見合い 金と同額での中央銀行への預金。
シンガポール ⁴	ステーブルコインの裏付け資産は、以下の2要件を満たすように構成することとしている。 (1)ステーブルコインがペッグされている通貨建ての (2)現金 又は 現金同等物 又は 満期が3か月以内の債券で、 ①ペッグされている通貨の政府若しくは中央銀行 又は ②信用格付が「AA-」以上の国際政府組織 により発行されること。

¹ ニューヨーク州Department of Financial Services「Virtual Currency Guidance」(米ドル担保ステーブルコインの発行体向けのガイダンス、2022年6月公表)を参照。

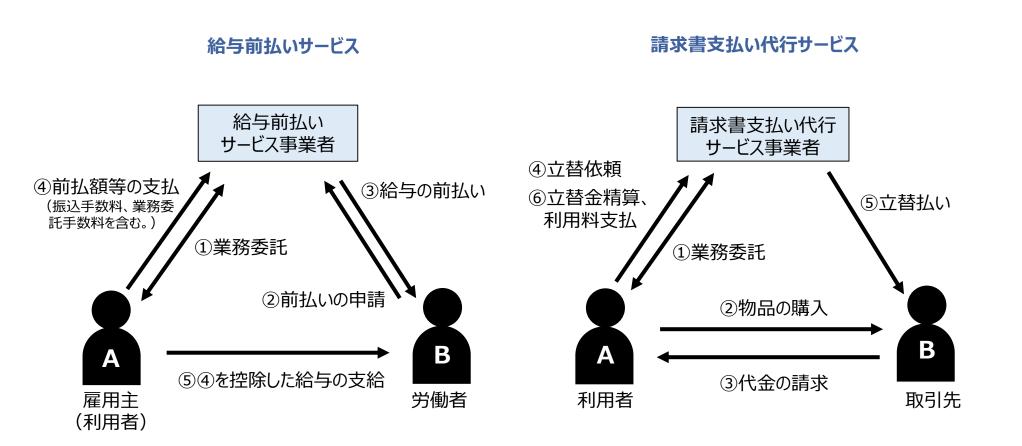
² EBA「Final Report Draft Regulatory Technical Standards to further specify the liquidity requirements of the reserve of assets under Article 36(4) of Regulation (EU) 2023/1114」(EU暗号資産市場規制(MiCA、2024年6月施行)第36条 4 項の規制技術基準に関する最終報告書、2024年6月公表)を参照。

³ FCA「DP23/4: Regulating cryptoassets Phase 1: Stablecoins」(ステーブルコイン規制に関するディスカッションペーパー、2023年11月公表)を参照。システミックな決済手段として使用されるステーブルコインについては、Bank of England「Discussion paper Regulatory regime for systemic payment systems using stablecoins and related service providers」(ステーブルコイン及び関連事業者向けのシステミックな決済システムに関する規制枠組みをまとめたディスカッションペーパー、2023年11月公表)を参照。

⁴ MAS「CONSULTATION PAPER Proposed Regulatory Approach for Stablecoin-Related Activities」(ステーブルコインの規制方針に対する市中協議文書、2022年10月)を参照。なお、市中協議結果である「Response to Public Consultation on Proposed Regulatory Approach for Stablecoin-related Activities」(2023年8月)でも規制概要に変更はなかった。

立替サービスの規制のあり方

■ 立替サービスは、利用者から依頼を受けて、事業者が資金を立て替えた上で、後から利用者に対して立替金を請求するサービスだが、貸金業法や資金決済法で通常想定される取引ではないため、貸付けや為替取引の該当性は個別のサービスの枠組みに照らして判断する必要がある。



(注) 両図とも過去に金融庁から貸付けの該当性について見解を示した事例についてイメージ図を作成。

左図:グレーゾーン解消制度(平成30年12月20日回答)※貸付けに該当しない旨、金融庁から回答

右図:法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)(令和4年11月2日回答)※貸付けに該当する旨、金融庁から回答

外国の金融機関等のシンジケートローン参加について

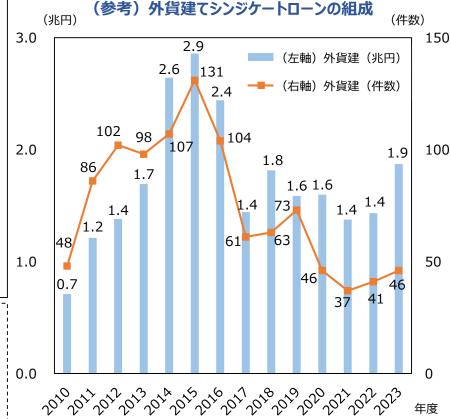
- 外貨建てのシンジケートローンの組成は、日本企業による外貨調達ニーズに応える選択肢の1つであるが、貸付けに係る法規制によりシンジケートローンに参加可能な金融機関等に制約がある。
- 海外進出をしている日本企業から日本国内の金融機関に対して、現地の地場銀行にシンジケートローンに参加してもらえるか相談があった場合に、当該地場銀行が日本国内に支店・営業所等を設置していないという法制上の理由により、断らざるを得なかった事例も存在する。

<シンジケートローンに係る法制上の整理>

- 日本国内で銀行業や貸金業を営む者であれば、国内銀行等が組成するシンジケートローンに参加し、アレンジャーを介した借入人への貸付けが可能である。
- 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営み、日本において銀行業の本拠となる支店を持つ「外国銀行」も、上記シンジケートローンに参加可能である。
- ■「外国銀行」の免許を受けない外国の金融機関等が上記シンジケート ローンに参加するためには、貸金業登録が必要であり、そのためには、日 本国内に営業所等を設置する必要がある。一方、日本でビジネスを行っ ていない外国の金融機関等が、国内銀行等が組成するシンジケート ローンに参加するために日本に営業所等を設置することは現実的でない との指摘がある。

(参照条文)

- ・銀行法第47条第1項:外国銀行が日本において銀行業を営もうとするときは、当該外国銀行は、内閣府令で定めるところにより、当該外国銀行の日本における銀行業の本拠となる一の支店(以下この章において「主たる外国銀行支店」という。)を定めて、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けなければならない。
- ・・貸金業法第3条第1項:<u>貸金業を営もうとする者は、</u>二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務 所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣の、<u>一の都道府県の区域内にのみ営</u> 業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を 管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。



Ⅲ ご議論いただきたい事項

ご議論いただきたい事項

送金分野

【資金移動業】

○ 破綻時の利用者資金の還付手続きには最低約170日の期間を要する。資金移動ニーズが多様化する中で、より迅速に利用者資金の還付を行うため、供託手続のみならず、銀行や信託会社から直接利用者に対して資金返還を行う方法を認めることについてどう考えるか。

【クロスボーダー収納代行】

○ クロスボーダーの収納代行の形式をとった新たなサービスについて、資金移動業登録を受けることなく提供している ケースがある。このようなサービスに信用リスク、支払遅延リスク、マネーローンダリング等防止の観点から為替取引に 関する規制を適用することについてどう考えるか。

暗号資産等分野

【暗号資産】

○ 暗号資産の現物取引のみを扱う業者が破綻した場合、国内資産保有命令を発出することができない。暗号資産の現物取引の割合が増加する中、グローバルに活動する暗号資産交換業者が破綻した場合等に、国内の利用者財産の返還を担保するための規制のあり方についてどう考えるか。

【ステーブルコイン】

○ 海外では、ステーブルコインの裏付け資産について、一定の条件を課した上で預金以外の資産での運用を認めている例もあるところ、現在預貯金で管理されている特定信託受益権の発行見合い金の管理・運用方法についてどう考えるか。

ご議論いただきたい事項(続き)

その他

【立替サービス】

○ 立替サービスは貸付けや送金と類似の効果があることを踏まえ、立替サービスと貸金業者による与信や資金移動業者による送金との関係をどのように考えるか。

【外国銀行等のシンジケートローン参加】

- 外貨建てのシンジケートローンの組成は、日本企業による外貨調達ニーズに応える選択肢の1つであり、借入人にも資すると考えられるところ、国内銀行等が組成する外貨建てシンジケートローンに外国の金融機関等が参加するに当たって日本国内に支店・営業所等を設置することが求められている現行の規制についてどう考えるか。
- ※「この他、今後議論の対象となりうる論点(検討中)」(次頁)については、事務局で整理をした上で、今後の ワーキング・グループにおいてご議論いただきたい。

この他、今後議論の対象となりうる論点(検討中)

- ◆ 第一種資金移動業の滞留規制のあり方
- ◆ 前払式支払手段の寄附への利用
- ◆ 暗号資産に係る事業実態を踏まえた規制のあり方
- ◆ 銀行によるステーブルコインの発行
- ◆ ステーブルコイン(特定信託受益権型)におけるトラベルルールの適用

等



関連する閣議決定

■ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 (抄) (2024年6月21日閣議決定)

- V.投資の推進
- 2. DX
- (1) web3の推進に向けた環境整備

ブロックチェーン技術を基盤とするNFT(非代替性トークン)やDAO(分散型自律組織)等のイノベーションにより、中小・小規模企業や個人であっても、グローバル市場と直結することで、グローバル水準の高い価格設定ができる可能性がある。こうしたイノベーションが到来していることを踏まえ、web3の推進に向けた環境整備を進める。

改正投資事業有限責任組合(LPS)法に基づき、LPSの投資対象に暗号資産を追加し、LPSを通じた資金調達を可能とした。来夏までの施行に向けて、環境整備を図る。

分散型のデジタル社会の実現に向け、利用者保護等にも配慮しつつ、web3に関するトークンの利活用や決済の円滑化等を図る。

■ 経済財政運営と改革の基本方針(抄)(2024年6月21日閣議決定)

- 3.投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応
- (1) DX

(中略)

分散型のデジタル社会の実現に向け、利用者保護等にも配慮しつつ、web3(ブロックチェーン技術を基盤とするNFT※を含む)に係るトークンの利活用や<u>決済の円滑化</u>、コンテンツ産業の活性化<u>に係る環境整備</u>、ユースケース創出支援等<u>を行う</u>。

※Non-Fungible Token(非代替性トークン)の略称。

金融行政方針(2024年8月30日公表)(抄)

- I. 金融のメカニズムを通じて持続的な成長に貢献する
 - 3. デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応
- (1) 生成AIやフィンテック等の新たな展開に向けた対応

金融分野においても、生成AIをはじめとするAIは業務効率化や新たな金融サービスの創出等を通じた生産性向上につながることが期待される一方、利用者保護や金融システムの安定・信頼の確保の観点から潜在的なリスクも指摘されている。こうした点を踏まえ、金融機関における健全かつ効果的なAIの積極的な利活用を慫慂するためのディスカッション・ペーパーの策定を行う。また、リスク分析や金融機関に対するモニタリングへのAIの利活用など、金融庁自身における健全なAI利活用も検討する。さらに、AIを含むデジタル技術の利用に関する利点を十分に踏まえつつ、リスクへの対応に関する国際的な議論にも貢献する。

また、送金・決済・与信サービス等の利用者・利用形態の広がりや、新たな金融サービスの登場を踏まえ、利用者保護等に配慮しつつ、適切な規制のあり方について制度面も含めた検討を行う。あわせて、「FinTechサポートデスク」や「FinTech実証実験ハブ」を通じて、国内外フィンテック企業の新規参入やフィンテック企業等の先進的な取組を支援するほか、フィンテック企業との連携等を通じた金融機関のデジタルトランスフォーメーション(DX)等を後押しするため、積極的な情報発信等に取り組む。